

橿原市と佐藤薬品工業株式会社との包括的連携に関する協定書

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定第2条第1項各号の連携協力により知り得た相手方の秘密情報について、相手方の事前の承諾を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年8月28日

甲 奈良県橿原市八木町1-1-18

橿原市長

亀田忠孝



乙 奈良県橿原市観音寺町9番地の2

佐藤薬品工業株式会社

代表取締役社長

佐藤雅大



橿原市（以下「甲」という。）と佐藤薬品工業株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域の一層の発展に資するため、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、橿原市内の地域活性化や市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携し、協力する。

- (1) 地産地消の推進、市特産品の販売に関すること
- (2) 観光の振興に関すること
- (3) 災害対策、防災、防犯及び交通安全に関すること
- (4) 高齢者、障がい者の支援に関すること
- (5) 女性の活躍、子育て支援に関すること
- (6) 福祉及び健康増進に関すること
- (7) 青少年育成、教育・文化・スポーツの振興に関すること
- (8) 環境対策に関すること
- (9) 市の魅力及び市政情報発信に関すること
- (10) その他、地域の活性化及び住民サービスの向上に関すること

2 前項各号に定める事項の具体的な取組内容及び実施方法は、甲及び乙協議の上、取組毎に別途取り決める。

3 甲及び乙は、本条に定める事項の一部を、双方の協議により甲の関係機関等又は乙の関係会社等を実施させることができる。その場合、原則として、各当事者の責任範囲を別途定めるものとする。

(協定内容の変更)

第3条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。